

小金井市立保育園の今後の運営に関する説明会

日時：令和7年10月18日 午後2時～3時4分

会場：わかたけ保育園

対象：わかたけ保育園保護者

参加者：3人

【質疑応答】

○参加者 資料5の調整指数について、チェックが入っているところが優先されるところという意味でしょうか。ちょっとわからなかつたのでご説明いただきたいと思っていることと、くりのみとさくらの跡地について、今どんな方向で考えてらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

○中島保育施策調整担当課長 資料5ですが、チェックのところが適用されるという項目になります。

わかたけ保育園のところでいくと、資料5の2枚目を見ていただいて、今、上にわかたけ保育園に在籍するお子さんがいて、下のお子さんは家庭保育中で未在籍の場合がDのケースになります。

この場合、上のお子さんはわかたけ保育園に在園し続ける、申請はされないので何も適用するものはないのですが、下のお子さんが上のお子さんのいるわかたけ保育園に新規申請しているので、きょうだいの多子支援のプラス1、あと優先項目1という、チェックついている部分が適用になるという見方になります。

なかなか少ないと思いますが、Eのパターンは、上のお子さんはわかたけ保育園在籍、下のお子さんは、在籍していない場合で、わかたけ以外の園で、きょうだいが一緒になりたいというような申請のケースになります。

上のお子さんも転園申請を出し、下の家庭保育中のお子さんもわかたけ以外の園で上のお子さんと一緒にになりたいという申請を出す。この場合、適用になるのは、上のお子さん申請であれば、転園希望のマイナス10を適用させないこと。あとは公立保育園からの転園の特例申請のプラス5が適用されます。

下のお子さんはどこにも在籍していない新規申請になるので、多子支援という加点が適用になります。

この指標については、各ご家庭の状況により変わってくる部分ですので、詳しいご説明については、個別に保育課にお問い合わせいただければと思います。あくまで基本的な適用ルールの説明としてはこの資料の内容とな

ります。

○堤子ども家庭部長 跡地についてです。

方針にもありますが、この間、子どものために利用されてきた経過を踏まえるということが一点。その上で、申し訳ないのですが、これから検討を進めていくというところになります。

子ども家庭部長としては、例えばくりのみ保育園で言えば、学童保育の問題との関係も含めて考えていたり、あともう1つ課題として園庭保有率が低いということがありますので、園庭を保有する園が周りに少なかつたりすれば、相互利用を行うようなことも考えられます。

そういう意味で、卒業した園児のことや民間保育園状況等を含めて役所内で検討したいと思っています。

あとの他の保育園の保護者の方からも言われていますが、園を閉める前に、今いる子ども達にここはこの後どうなるというのをしっかりと説明することを果たしていきたいと考えています。閉める前ということで、来年度、再来年度あたりが勝負になってきますけれども、そういうスピード感で役所内の調整をしたいと思っているというところであります。

○参加者 ご質問したい内容としてはかぶってしまったんですが、その2園の跡地をどのように活用していくかと思っているのかということについては、今のご回答いただいた中で言うと来年再来年ぐらいには何となく方針性が決まっていくというお話をいただいた中で、当然予算的なものとのひもづきがある話だと思います。

現時点で考えられている予算組等についてはいかがですか。

○堤子ども家庭部長 予算組については、方向づけの上でということになります。

我々として、1つは、まずこのわかたけ保育園の建物をどうしていくかというところがキーポイントになると思っています。そういったことを考えながら、跡地のことも進めていくというところで、市長にも相談をしているところです。

そういう意味で、来年度、再来年度が勝負になるところは、別の大きい建物の問題として、新庁舎の話と、小学校の建替え工事の契約が不調になったという問題があります。そういった大きいことと併せて検討を進めなければいけないという課題を持っていますが、先ほど言ったスピード感で子どもたちにも話せるようにと思っています。

市は予算について実施計画というものを位置づけるのですが、そこに入

れていくように考えています。そうすると再来年の秋ぐらいには、どういう話ができるのかはっきりしてくると考えているところです。

○参加者 ありがとうございます。

今、わかつたけの話しがあったのですが、当然、園庭内で工事ができるというのが一番理想かなとは思うんですけども、実際そうなった場合には、逆に言うと在園児にとっては園庭がなくなってしまう部分もあると思うので、その点も併せてご対応いただければと思います。

○堤子ども家庭部長 おっしゃるとおり、園庭の話と、あと工事をするとなれば、安全確保や騒音のこともあるって、そこも含めて施設の更新について専門家の意見も聞いていく必要があるということについて、これから予算を取ってと思っているところです。

○参加者 もう情報はいろいろお渡しいただいてるとは思っているものの、なかなか把握できていない部分があったりするので、すごく基礎的な内容の質問で恐縮なのですが、現在 2 園の廃園が決定しているというところで、残りの 3 園に関しては、現状としては閉園が決まっているわけではないと認識しておりますけれども、最終的にどこのタイミングで決まるとか、そういうふたご予定はあるものなんでしょうか。

○堤子ども家庭部長 今回の方針は、端的に言えば、市全体の保育の質の維持向上のためには 3 園が必要だというものです。残る 3 園についても、預かり人数を減らすことになりますが、その中で新しい役割を担う、難度の高い保育を率先することや、誰でも通園制度の実施などを行っていく、そのためには 3 園が必要で、市全体の保育の質の維持向上につなげていくということを決定したものです。

今までで言うと、役所内の議論としては、保育園という意味では公立、民間には差がない、そういう意味では行革の考え方では、公立保育園はゼロでもいいのではという考えがなかったわけではありません。ただ、今回市全体の子どもたちのために 3 園必要ということをこの方針をもって決めて、その後、議会でもご理解いただいたということです。

○参加者 基本的には閉園するのではなく 3 園は活用していく。小金井市として、募集人数としては減らしているけど、3 園の活用を続けていくというのが基本的な考え方という理解でしょうか。

○堤子ども家庭部長 そのとおりです。

○白井市長 今、部長から説明をしたように、今回在り方検討委員会で答申をいただいたこと、その上でその答申ができるだけ尊重しようということで、公立保育園の役割をいかに果たすかということを考え、2園ではその役割を果たせない、でも4園でスペースを生み出せるのかというところから、3園体制で役割を果たしていこうとなりました。それが、持続可能なやり方であると判断したということです。

前の方針では、役割を明確にすることではなく、どちらかというとお金の面でこうしますという話がメインだったところ、今回は、公立保育園の在り方、役割を明確にしたというところが一番大きく、学識経験者を入れた委員会で答申をいただいて、それを受け、方針を作りました。

今後、3園体制で運営していくということを考えていますが、例えば20年30年経って、もっと子どもの数が減って、社会状況が変わってという場合には、もう1回方針や役割というのを時代に応じて考えるということはあろうかと思います。ただ当面、我々としては、この3園体制でしっかり役割を果たして、市全体の保育の質の維持向上の仕組みづくりをする。その実施をする中で検証を積み重ねていく。そういう位置付けで考えております。

○参加者 質問ではなく、今思っていることなんんですけど、今のお話の流れで、前回の9月の運協でも同じ話があったと思うんですけど、3園を残すための方針ですということで、その後に父母会の役員会があつたり、あと、5園のグループラインがあつたり、いろいろと皆とやりとりがあつたんですけど、3園を残すための方針ですというお話があって、それでもやっぱり市長が代わったらわからないよねというのが父母会の中でも、あってやっぱりその不安は残ったまま、何かもやもやが残ったままの方が多いなという印象で、私も実際そうなので、質問ではなくて、気持ちなんですけど。

○白井市長 非常に真っ当なご意見だと思います。市長が変われば、考え方が変わるということは往々にしてあり得るとは思います。ただし、今回大事なのはやはり方針があるということです。

今回は方針で、3園で役割果たすと決めているわけですから、市長が変わったとしても、市として作った方針を完全に無視するのは普通に考えて

プロセス的におかしくなります。いや、もう公立保育園はもう全部なくしていいんだという方が市長になったとしたら、まずその方針をどうするかというところから手をつけないといけません。そして、最終的には条例ですから、結局そこのプロセスを、市民参加もしくは条例だと議会でどう判断するかというところになりますので、いきなり自分勝手になくなれるわけではないということです。

市民参加で、学識経験者を入れて役割を定義したわけですから、その役割をどう果たすか。例えば公立保育園をなくして大丈夫なのか、それをきちんと説明できないとおかしくなります。今は私が市長だから残しますという話ではなく、在り方検討委員会で、市民参加で答申を出していただいて、それを受け方針を作ったというところが大切だと思っています。

当然、閉園する保育園の保護者の方からのお叱りはありますが、3園残してしっかりと役割を果たしていくことの意味付けというのは非常に大きいと思っています。

○参加者　　追加で質問がありまして、資料6で役割対応の保育士さんの数を増やしていくように考えてくださっているように思うのですが、役割対応というのはどういう保育士さんが行うのかというのが質問の1つ目です。

もう1つありますて、くりのみとさくらがなくなってしまうので、すごく技術のある保育士さんたちが今後どのような場所でご活躍くださるのかということを教えていただければと思います。

○中島保育施策調整担当課長　　今回の方針は保育園に今勤めている職員の首を切ったり、職種を無理やり変える、例えば保育士だったけれども、市役所の一般事務に変わるとか、そういうプランではありません。保育士は、保育士として採用させていただいているので、その職種のまま、経験を活かして勤務いただくようなプランとしています。

その中で、どうしても人数は減っていくのですが、今現在、保育園の方で働いていただいている方の退職による自然減に合わせて、減っていく形になっていますので、首を切るということはありません。最低限必要な職員数として資料6にお示しさせていただいておりますので、そこはご心配をいただかなくて大丈夫です。

その上で、この保育士の欄で、通常の保育というのが、いうなれば、今、各園でやっているクラスの担任や通常の保育を担っていただく職員数を表していて、ご質問の役割対応のところは資料1の方針の3ページ目の4つの役割を担っていただく職員となります。

一つ目の役割ですと、民間保育園と連携をしたり、市の保育の実践モデル、そういったところを考えていくような役割。

二つ目が配慮が必要なお子さんに関して、関係機関との連携だったりということを考えしていく役割。

三番目は、誰でも通園制度の取組も入ってきますが、地域の子育て家庭の支援をしていくような役割。

そういったことを担当する職員は、担任とは別で役割を実施する職員として配置を行う考えです。

資料 6 では、園が減っていく中で職員を人事異動で寄せていく部分も出てきますので、段階的に増やしていくということを表しています。役割対応を行う職員は、わかたけ保育園で言えば、クラスの担任や園長を除いて、最終的には保育士 6 人を役割対応職員として園に配置することになります。

○参加者 ありがとうございました。閉園となる園の保育士さんたちが、最終的にはわかたけや小金井やけやきに配置されるということですね。ありがとうございます。

○堤子ども家庭部 補足なんですが、担当課長からご説明した通常保育の部分も、園児の数が減ってくことに合わせて単純に減らしたというよりは、職員団体と現場の職員たちとの協議で、朝夕とかの配置も考え、現在の配置よりは、もう少し手を入れた配置となっています。

そういう意味で、役割対応の部分に、職員を寄せていくというのが基本になりますが、通常保育の部分も現状よりは手厚くなるように考えた数字だということです。

○参加者 同じ資料についてですが、これは 9 月の運協でいただいたのと同じ資料ですよね。その運協のときに、5 園残すか、3 園になるかで 93 人より多いか少ないかで決めたみたいな資料があったと思うのですが、増員が必要だということで決めましたっていう資料と、とこの資料 6 と同じものをセットでいただいたと思っていて、その時にちょっとわからなかつたのが、くりのみとさくらが廃園になる前に、役割対応が始まるので、一旦保育士さんの数はすごく、今よりも必要になっちゃうんじゃないかなと思って、廃園前の令和 8 年、9 年、10 年の 3 年間がすごく人手不足になるんじゃないのかなと疑問に思ったんですけど。

○中島保育施策調整担当課長 運協のときには、お求めに応じて、庁内の庁議での検討資料の補足資料として職員数はどうなるのか、今よりも増えるのか減るのかのパターンを資料としてお示ししました。

その上でご質問のところですが、今現在の保育士の定数は 93 人となっていますが令和 8 年、9 年で 2 園が閉園になる前に役割対応が始まると、今の 93 人より増やさないといけないのでは、ということかと思います。

今回の方針にあわせて、10 月 1 日に条例改正をしていますが、わかたけ保育園で言えば、0 歳の定員が条例上 10 人だったのが 6 人に減るという形になっており、条例の改正前から考えると、必要な配置基準の職員はすでに減員になっています。それがわかたけ保育園だけではなく他の園でもありますので、現行の 93 人という職員の枠の中で在園児の保育については、職員配置を維持した上で、8 年度以降の役割対応職員をこの資料 6 のような形で生み出して配置していくことうという考えになります。

今の 93 人よりさらに職員を増やさないと令和 8 年の運営はできないのではということについては、そうしなくとも役割対応を行うことができるというプランになっています。

わかたけの 0 歳、わかたけ保育園以外もそうですが、皆さん下のお子さんの入園を 1 歳から考える方が多いと思います。この間、小金井市がどういう取り組みをしてきたかというと、0 歳は、時期によってですが、100 人以上空いている状況でした。一方で、1 歳児の入所の希望は非常に多かった。そうすると、1 歳の新規募集をどれだけ 4 月にしっかり募集数としてお示しできるかが保護者のニーズだと思い、対応をしてきました。

わかたけ保育園は、もともと 0 歳は 10 人という定員でしたが、10 人入所すると、そのお子さんは 1 歳に進級するので、1 歳の新規募集はその進級した 10 人を除いた人数となります。市内の全体の状況を見ると、0 歳の空きがすごく多いので、定員いっぱい募集をしなくても、きょうだいで 0 歳から入りたいという希望の方も含めて支障がないのであれば、6 人で一旦止めておくことで翌年の 1 歳クラスの募集増えるということになります。

今回の条例では、そういった状況も踏まえて、0 歳の定員をしっかり 6 人まで減らして、1 歳クラスの募集数を確保できるような形の条例改正にしています。

○参加者 先ほど、再質問させていただいた内容に関連してなんですけど、資料 6 の役割対応の職員の方のところなんですが、役割対応する 6 人の職員の方は 4 つの役割のどれを担当するのか、どの項目に何人とか決めていら

っしゃるのか。この 6 名の方で連携して、この 4 項目をすることになるのかというところと、あと役割 1 の地域連携のところを読ませていただいたんですが、具体的にはどういったことをされるのか、教えていただければと思います。

○中島保育施策調整担当課長 役割担当職員は、各園 6 人ずつになっています。特に、けやき保育園は医療的ケアのお子さんの拠点園となるため、配置する職員の考え方方が変わります。

役割毎に何人必要かという考えで合計 6 人としていますが、明確にこの役割には何人という定め方は、この方針では決めていません。この方針では、6 人がチームとして、この 4 つの役割を柔軟に分担しながらやっていただくイメージとしています。ただ、職員団体と協議したり、必要職員数を考えていくときには、それぞれの役割に対して何人だから合計 6 人というような考え方で試算は行っています。

ご質問の 2 つ目ですが、地域連携の内容というところですが、市側だけで決めるものではないと考えています。

今回の方針は、残る 3 園が各地域ブロックの拠点になり、そのブロック内の民間保育園等と連携し、話し合っていく中で、保育士の質の向上、レベルアップに繋がる取り組みを行っていくというものです。

1 番目の役割については、具体的なところは、今方針にあるようにふんわりしたところがあるのですが、これをベースに、民間保育園ともブロックの分け方の話などを始めているところです。その中で、拠点になる公立園を中心にどういったことができるかを企画していくということです。

すでに実施している内容で言うと、看護師が民間を含めた横断的な会議を設けたり、給食に関する勉強会のようなものを設けたりということを少しづつ始めている状況です。そういう形で、公立だけではなく、市内全体がレベルアップするための取り組みを少しづつ増やしていきたいと考えています。

具体的な部分というのはこれからということになりますが、これから民間さんとも話しをしながら増やしていきたいと考えています。

○堤子ども家庭部長 在り方検討委員会の委員長を務めていただいた普光院先生ですが、『不適切保育はなぜ起こるか』という著書があります。現場レベルで保育士さん同士の交流や日々の保育の振り返り、こういったことが、不適切保育を防いで、よりよい保育に繋がるという趣旨のことを書かれています。

公立保育園は年齢構成的にも、中堅やベテラン、若い職員もいる。逆に民間の保育園には比較的若い保育士の採用ができている園もある。その中で、ブロックの中での保育の交流や振り返りができればと考えています。

民間の社会福祉法人立の保育園の中には、公立園よりも古くから保育園もありますし、一方で、最近できた園でも理念を持って保育を行っています。どっちが上か下かということではなく、押し付けるのではなく、お互いに自発的にこういうことをやりたいという関係を構築することが将来の保育の質に繋がる、そういう考え方方がベースにあります。行政の方でこうやると決めてしまうことはむしろ良くないという考え方で、方針はこのような書き方になっています。

また、すでに民間保育園長連絡会を毎月やっていますが、その中でも、まずブロック分けをどうするかというような話し合いを始めていて、令和8年度から具体的に動いていけるようにと考えています。

○参加者 保育士さんは役割対応に回るということで、2園廃園になったとしても、行き先がいろいろあると思いますが、この表を見ても、看護師さん栄養士さん方、給食調理の方、そういう方々は、2園廃園になると減ることになると思うんですけど、そういう方はどうなるのでしょうか。

○中島保育施策調整担当課長 資料6は、こちら正規の職員として雇っている職種をご紹介します。看護士、栄養士も、当然正規職員で今雇用しています。

看護師で言えば、今各園に1人ずつ、5人いるのですが、3園になったとき、医療的ケア児の対応で、医療的ケア対応をメインに担当する看護師を職員として2名追加で置くことを考えると、合計の人数としてはここと変わらない形となります。

栄養士も今、各園1人ずつで5人いますが、最終的に3園になったときには、各園1人ずつの栄養士に加えて医療的ケアを担当する栄養士が、1人と考えているので、5人が4人になります。その1人分はというと、市の市役所全体で考えると、栄養士業務は他に福祉部門や教育委員会にありますので、人事異動の中で吸収していく形になります。栄養士の方を、栄養士としての職種ではない形で働いていただくということが発生しないようと考えているものです。

あわせて、園の清掃などをやっていただいている方、そういう方たちは会計年度任用職員という形でお願いをしています。基本的には1年契約で更新が4回できる、そういった条件でご勤務いただいている方になりますが、その方たちについては、年度が進んで最終的に3園になれば必要な

人数は変わっていきますけれども、今雇用している方の雇用期間の途中で首を切ったりという考えはありません。お願いして年度中の雇用は維持する形になりますが、ご指摘のとおり最終的に3園になったときには、5園で一人ずつという配置であったところは3人になったりということになることもあると思います。

○参加者 ありがとうございます。

○黒澤保育課長 他にご質問等ございませんでしょうか。

先ほどもご案内いたしましたが、入所の指数など個別のご質問等については保育課に直接お電話いただければご案内できますので、お問い合わせいただければと思います。

それでは本日の説明会は以上とさせていただきます。ありがとうございます。